

令和5年3月1日  
うきは市告示第8号

## うきは市森林セラピー基地応援団実施要綱

### (目的)

第1条 この告示は、うきは市森林セラピーを活用し、従業員等の健康づくりや研修等の支援に取り組む企業及び団体等（以下「企業等」という。）が、うきは市森林セラピー基地とのパートナーシップのもと、うきは市癒しの旅先案内人協会を含めた三者の協力により、うきは市森林セラピー活動、森林保全及び地域貢献の一層の推進を目的とする。

### (取組内容)

第2条 企業等は、森林セラピー基地において、次の各号に定める取組を実践するものとする。

- (1) 個人・社員旅行 ガイド付き森林セラピーの利用
- (2) 社員研修・レクリエーション 森林セラピーと市内研修施設での各種研修を組み合わせた企業向けメニューの利用
- (3) 環境・地域貢献活動 セラピーロードの整備等のボランティア活動や植樹等の森林環境整備活動

### (対象企業等)

第3条 登録の対象となる企業等は、うきは市森林セラピーを今後活用してセラピー基地を支援する意欲がある者とする。

### (対象企業等の呼称)

第4条 登録した企業等の呼称は、「うきは市森林セラピー基地応援団」とする。

### (登録の申請)

第5条 登録を希望する企業等は、「うきは市森林セラピー基地応援団」申請書（兼変更申請書）（別記様式。以下「申請書」という。）により、市長に申請するものとする。

### (登録の処理)

第6条 市長は、企業等から申請があった場合、当該申請書の内容を確認し、市ホームページに、企業名やURLのリンクなどを掲載するものとする。

### (登録の変更及び取消)

第7条 登録された企業等は、登録内容に変更が生じた場合は、改めて申請書により、市長に申請するものとする。なお、登録を解除したい場合は、企業等の申出により、市長は登録を取り消すことができる。

2 申請した内容に虚偽があったとき又は関係法令に違反したときは、市長は登録を取り消すことができるとともに、以後の申請を受け付けないことができる。

(登録の期間)

第8条 登録の期間は、申請日から起算して2年を経過した日の属する年度末までとする。ただし、期間満了時に登録された企業等から申出がない場合は、同一の条件で更新するものとする。

(安全確保の措置等)

第9条 企業等は、第2条に定める活動の実施にあたり次に掲げる事故防止に必要な措置を講じるものとする。

- (1) 活動に取り組む参加者を傷害保険等に加入させること。
- (2) 参加者が小学生以下の場合は、保護者及び引率者が同伴すること。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別記様式(第5条・第7条関係)

「うきは市森林セラピー基地応援団」申請書（兼変更申請書）

[別紙参照]